
令和 6 年度

町 民 税
県 民 税

特 別 徴 収 の し お り

■1月以降の退職は一括徴収をしてください

■eLTAX(エルタックス)の利用推進に取り組んでいます

異動届出書等はeLTAXでも提出できます。

給与支払報告書をeLTAXで提出していただくと、特別徴収税額通知書もeLTAXによる受け渡しが可能です。

給与支払事務の迅速化及び正確性はもとより、経費削減にも大きな期待ができるものと考えております。

eLTAXの利用方法については、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご確認ください。

- | | |
|----------------------------|-----|
| ・ 納税者が転勤又は退職等で異動した場合の手続き | P2 |
| ・ 町民税・県民税の算出方法 | P4 |
| ・ 退職所得に係る特別徴収 | P8 |
| ・ 納入書、各様式の作成要領 | P9 |
| ・ ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合(沖縄県外) | P19 |
| ・ 指定金融機関について | P20 |

西原町 総務部税務課

〒903-0220 西原町字与那城 140 番地の1
電話(098)945-4729 FAX(098)911-7202

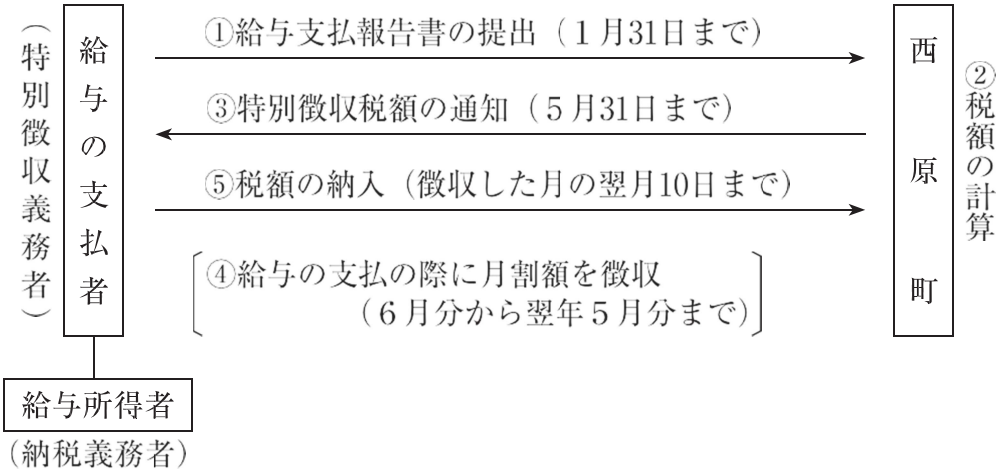
令和 6 年度町民税・県民税特別徴収について

町民税・県民税の特別徴収事務につきましては、毎年格別の御協力を賜り御礼申し上げます。
さて、本年度も町民税・県民税の特別徴収事務につきまして御協力を頂くことになりましたので、令和 6 年度分の特別徴収関係書類を送付いたします。
つきましては、下記取扱要領にご留意の上よろしく取扱いいただきますようお願いいたします。

特別徴収事務取扱要領

1 町民税・県民税の特別徴収制度

町民税・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に給与の支払者(特別徴収義務者)が給与の支払いを行うときに、その支払う給与から受給者(納税義務者)の町民税・県民税の月割額を差引徴収し、まとめて納付していただく制度をいいます。



2 特別徴収によって町民税・県民税を徴収される者

令和 5 年中に給与所得があり、かつ令和 6 年 4 月 1 日現在、給与の支払いを受けている者です。

※令和 6 年 1 月 1 日以降に退職した者が税額通知書に記載されてる場合は早急に「特別徴収にかかる給与所得者異動届」を提出してください。

3 住民税が課税されない者

- (1)前年中の所得金額が 28 万円×(扶養人数+1 人)+10 万円+16 万 8 千円以下の者(被扶養者がいない場合は 38 万円以下の者)
- (2)生活保護法によって生活扶助を受けている者
- (3)障がい者、未成年、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下(給与所得者の年収に直すと 204 万 4 千円未満)であった者

4 月割額の徴収方法

同封の令和 6 年度町民税・県民税特別徴収税額表に各納税義務者の 6 月から翌年 5 月までの月割額を算出してありますので、6 月以降に支払う給与から翌年の 5 月まで毎月、その該当する月割額を差引き徴収し翌月の 10 日までに納入してください。

5 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額に誤りがあったり、その他の理由で特別徴収税額を変更する場合には「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので変更後の月割額を徴収してください。

6 月割額の納入場所及び納期限

徴収された月割額は同封した「納税通知書」によって県内各金融機関、あるいはゆうちょ銀行・郵便局(県外)で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。

7 特別徴収税額の納期の特例

特別徴収義務者は、事業所等で給与の支払を受ける者が10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を6月末日までに町長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

※令和5年度に納期の特例を受けている事業所については申請の必要はありません。ただし、以前に納期特例を受けていた場合は再度申請をして下さい。

(1)6月分から11月分までは12月10日までに納入

(2)12月分から5月分までは6月10日までに納入

8 月例額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、次のような割合で計算した延滞金を加算して徴収されます。

令和6年 1月 1日以後の割合

納期限後1か月以内・・・延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が7.3%を超える場合は、年7.3%の割合)

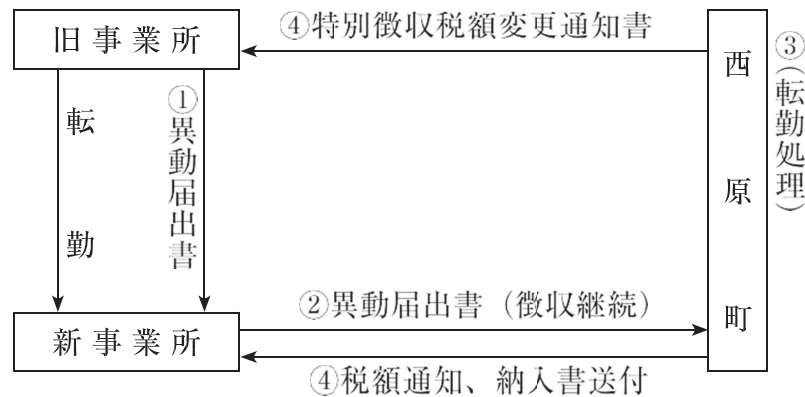
納期限後1か月以後・・・延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合

<納税者が転勤又は退職等で異動した場合の手続き>

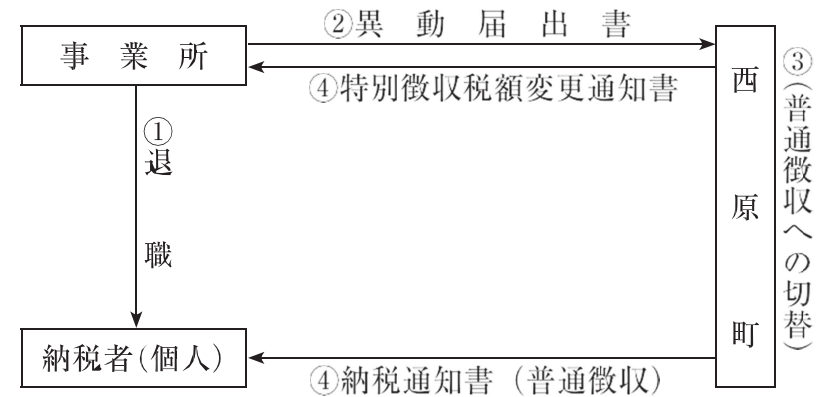
1 特別徴収に係る給与所得者異動届について

特別徴収の方法によって納税している者に転勤、退職等の異動があった場合、その事実の発生した月の翌月 10 日までに必ず「特別徴収にかかる給与所得者異動届」を提出してください。この異動届の提出が遅れますと、退職した納税者の分まで特別徴収義務者の滞納となり、また、納税者への納税通知書(普通徴収への切替分)の交付が遅れ納税義務者に迷惑をかけることになります。特に、転勤の場合は特別徴収義務者の指定替えをしますので、遅滞なく届出をお願いします。なお、転勤の場合は、お手数ですが新勤務先へ月割額を前もってご連絡ください。

● 転 勤(特別徴収の継続)



● 退 職(普通徴収への切替)



2 退職に伴う残税額の一括徴収について

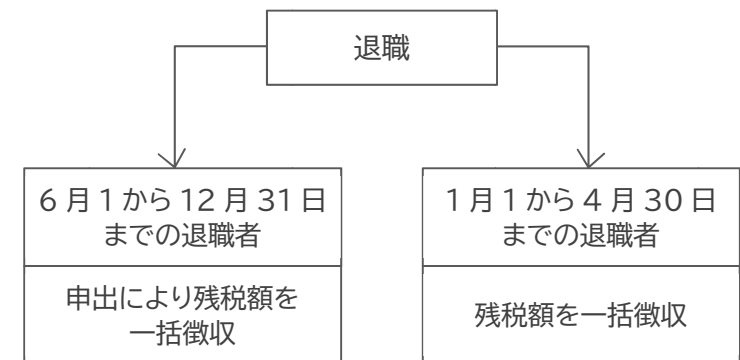
特別徴収の方法によって納税している人が退職等により給与の支払を受けなくなった場合で下記の(1)又は(2)に該当するときは、特別徴収義務者は、給与又は退職手当等の支払をする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。

(1)退職の日が6月1日から12月31日までのとき

退職した給与所得者から一括徴収されたい旨の申出があり、かつ残税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合。

(2)退職の日が翌年1月1日から4月30日までのとき

翌年5月31日までに残り税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合、本人の承諾がなくても一括徴収となります。



3 特別徴収義務者の住所、名称等変更があった場合

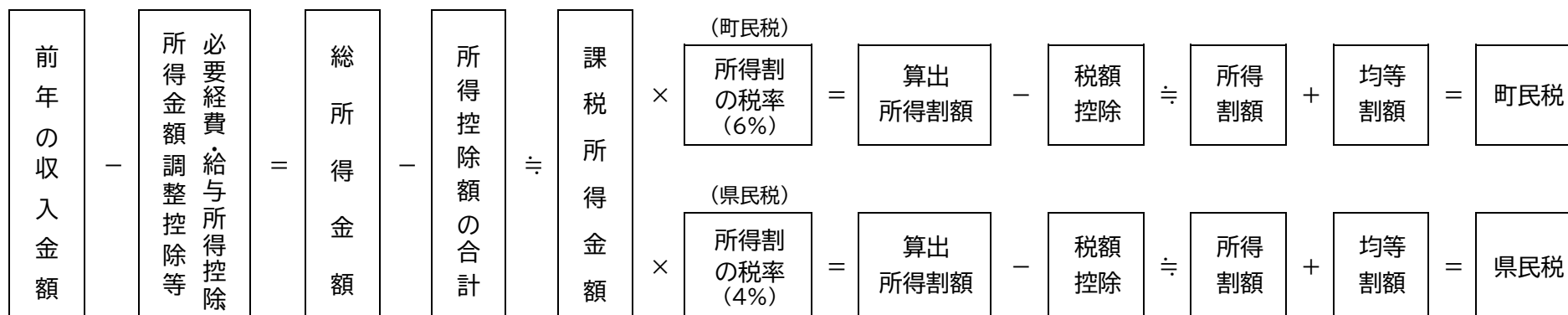
同封の特別徴収義務者住所、名称等変更事項を記入の上、税務課へ提出してください。

4 4月2日以降の就職者等の特別徴収

4月2日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合、「特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入して税務課へ提出してください。

<税額の算出方法>

1 町民税・県民税の計算(令和5年中の所得を基礎として算出します)



2 税率

(1)所得割……10%(町民税 6%、県民税 4%)

(2)均等割……4,000 円(町民税 3,000 円、県民税 1,000 円)

(3)森林環境税…1,000 円

(4)均等割非課税者…前年の総所得金額が次の金額以下の者:28 万円×(扶養人数+1 人)+10 万円+16 万 8 千円

(5)所得割非課税者(均等割のみ課税される者)…前年の総所得金額が次の金額以下の者:35 万円×(扶養人数+1 人)+10 万円+32 万円

【計算例】

所得金額	・支払給与額	5,895,000 円	総所得金額		所得控除額	課税所得金額								
	・総所得金額	4,273,600 円	4,273,600	－	1,900,000	÷	2,373,000							
		(給与所得控除後の金額)	(千円未満切捨)											
所得控除額	・社会保険料控除額	650,000 円	課税所得金額	税率	算出所得割額	税額控除	所得割額	均等割額	住民税額					
	・生命保険料控除額	40,000 円	町民税	2,373,000 × 6%	=	142,380	－	1,500	÷	140,800	+	3,000	=	143,800
	・配偶者控除額	330,000 円	県民税	2,373,000 × 4%	=	94,920	－	1,000	÷	93,900	+	1,000	=	94,900
	・扶養控除額(特定扶養 1 人)	450,000 円	(百円未満切捨)											
	・基礎控除額	430,000 円												
合計		1,900,000 円	町民税額		県民税額		森林環境税額							
税額控除額	・調整控除額(町民税)	1,500 円	143,800 円		94,900 円		1,000 円							
	・調整控除額(県民税)	1,000 円												

3 所得控除

雑損控除		(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は (災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額	
医療費控除		医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額の5%のいずれか低い金額) *限度額 200万円 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－1万2千円 *限度額 8万8千円	
社会保険料 控除等		支払金額	
生命保険料控除		支払金額	控除額
	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額×1/2+6,000円
		36,000円超 56,000円以下のとき	支払金額×1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額×1/2+7,500円
		40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額×1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000円)		
	一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000円)		

地震保険料控除		支払金額	控除額
	地震保険料	50,000 円以下のとき	支払金額×1/2
		50,000 円超のとき	25,000 円
	旧長期契約	5,000 円以下のとき	全額
		5,000 円超 15,000 円以下のとき	支払金額×1/2+2,500 円
		15,000 円超のとき	10,000 円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計金額(限度額 25,000 円)			
障害者控除		普通障害者の場合	26 万円
		特別障害者の場合	30 万円
		同居特別障害者の場合	53 万円
寡婦控除			26 万円
ひとり親控除			30 万円
勤労学生控除			26 万円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族		33 万円
	老人扶養親族		38 万円
	特定扶養親族		45 万円
	同居老親等		45 万円
総所得金額			基礎控除額
2,400 万円以下			43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下			29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下			15 万円
2,500 万円超			適用なし

○配偶者控除、配偶者特別控除

納税者本人の所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者控除	一般	33 万円	22 万円	11 万円
	老人	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	95 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

○所得金額調整控除

下記の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、給与所得から控除

(1)給与等の収入金額が 850 万円を超える者で、次の①～③のいずれかに該当する場合

- ①本人が特別障害者に該当
- ②年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

控除額＝{給与等の収入金額(1,000 万円超の場合は 1,000 万円)－850 万円}×10%

(2)給与所得控除後の給与等の金額と公的年金に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円を超える者

控除額＝{給与所得控除後の給与等の金額(10 万円超の場合は 10 万円)＋公的年金に係る雑所得の金額(10 万円超の場合は 10 万円)}－10 万円

4 税額控除

○調整控除

(1)課税所得金額が 200 万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の 5%(町民税 3%、県民税 2%)に相当する金額

①下表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

(2)課税所得金額が 200 万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額(5 万円を下回る場合は 5 万円)の 5%(町民税 3%、県民税 2%)に相当する金額

①下表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②課税所得金額から 200 万円を控除した金額

<人的控除の種類及び所得税と町県民税における控除額の差>

基礎控除		5 万円	納税者本人の所得額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以上	950 万円超 1,000 万円以下	
障害者 控除	一般	1 万円	配偶者控除		一般	5 万円	4 万円	2 万円
	特別	10 万円			老人	10 万円	6 万円	3 万円
	同居特別	22 万円	特別 配偶者 控除	38 万円超 40 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円	
ひとり 親控除	父	1 万円		40 万円超 45 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円	
	母	5 万円	扶養控除		一般	5 万円	老人	10 万円
寡婦控除		1 万円			特定	18 万円	同居老親等	13 万円
勤労学生控除		1 万円						

○寄付金控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の町民税6%、県民税は4%に相当する金額

- (1)都道府県、市町村又は特別区に対する金額
- (2)住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- (3)所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市町村の条例で定めるもの
- (4)特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、(1)のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の町民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税所得金額から人的控除差額調整額を控除した金額		割合
0円以上	195万円以下	84.895%
195万円以上	330万円以下	79.79%
330万円以上	695万円以下	69.58%
695万円以上	900万円以下	66.517%
900万円以上	1,800万円以下	56.307%
1,800万円以上	4,000万円以下	49.16%
4,000万円超		44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)		90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合

○外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する金額を課税された場合、一定の方法により計算された金額

○配当控除

配当控除額＝配当所得×控除率

種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当金	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、(1)から(2)を控除した金額(前年分の所得税に係る課税所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合には令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- (1)前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- (2)前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

町民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	町民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

5 退職所得に係る特別徴収

○退職所得に係る町民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する個人の町民税・県民税は、退職手当等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から徴収して、納入していただくことになっています。納入申告書(納入書の裏面)の提出もお願いします。

死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その方の相続人に支給されることになった退職手当等については、町民税・県民税においては非課税となります。

○特別徴収義務者

退職手当等の支払をする者を特別徴収義務者とし、特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際に、その退職手当等について退職所得に係る個人の町民税・県民税を徴収し納入しなければならないことになっています。

○納税義務者

退職所得に対する個人の町民税・県民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する者で、退職手当等の支払を受ける者です。

○納入すべき市町村

退職所得に係る町民税・県民税の課税は、退職手当等の支払を受ける者の令和6年1月1日現在の住所所在地の市町村です。したがって、退職手当等から徴収した個人の町民税・県民税は、退職者の1月1日住所所在地の市町村に納入していただくこととなります。ただし、令和7年1月1日以降に退職する場合は、令和7年1月1日現在の住所所在地の市町村に納入してください。その時には、一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合があります。

○退職手当等の支払を受けるべき日

退職手当等の支払を受けるべき日、すなわち、退職手当等についての収入金額の権利を確定する時期は、原則として退職した日となります。ただし、会社の役員等の退職手当等で、会社の定款、その他の定めにより、株主総会等の議決を要する者については、その決議があった時となります。

○退職所得の控除額

(1)勤続年数が20年以内の者

40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)

(2)勤続年数が21年以上の者

70万円×(勤続年数－20年)＋800万円

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて計算します。例)22年9か月→23年

※在職中に障がい者になったことによる退職の場合は、100万円加算されます。

○退職所得金額の求め方

退職所得の金額は、原則として次のように計算します(千円未満切捨て)

退職所得金額＝(退職手当等収入金額－退職所得控除額)×2分の1

ただし、下記に該当する場合は計算が異なります。

(1)勤続年数5年以内の役員等※は、上記計算式の2分の1を適用しません。

退職所得金額＝(収入金額－退職所得控除額)

(2)勤続年数5年以内の役員等以外で、支払金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合、その超えた金額には2分の1を適用しません。

退職所得金額＝150万円＋{収入金額－(300万円＋退職所得控除額)}

※役員等とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方公共団体の議会の議員、国家公務員及び地方公務員をいいます。

○税額の算出

・町民税＝退職所得金額×6%

・県民税＝退職所得金額×4%

上記の町民税、県民税を合算した金額を、退職手当等の支払い時に特別徴収して納付してください。

○納入書並びに納入申告書

(1)納入書は給与に係る「給与分」と、「退職所得分」があります。退職所得分は必ず退職所得分の納入金額欄に記入してください。

(2)納入申告書は納入済通知書の裏面にありますので、忘れずに記入してください。

OCR 処理用の特別徴収に係る個人住民税の納入書の作成要領

※当初送付の納入書には必要な項目が印字されていますので、納入額等に変更がない場合は、そのまま納付して下さい。変更等がある場合は作成要領(P10)に従って下さい。

①納入書の作成

市区町村コード		口座番号		加入者名	
4 7 3 2 9 4		02010-0-960021		西原町役場	
①		指定番号		納入金額(1)	
令和 年 月分		②		③ 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収) 退職所得分		④ ⑤	
納期限 令和 年 月 日		延滞金		額 (2)	
		合計額		⑥	
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地		領収日付印		様	
氏名 又は 名称					

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

市区町村コード		口座番号		加入者名	
4 7 3 2 9 4		02010-0-960021		西原町役場	
①		指定番号		納入金額(1)	
令和 年 月分		②		③ 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収) 退職所得分		④ ⑤	
納期限 令和 年 月 日		延滞金		額 (2)	
		合計額		⑥	
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地		領収日付印			
氏名 又は 名称					

上記のとおり納入します。

(金融機関又は郵便局保管)

市区町村コード		口座番号		加入者名	
4 7 3 2 9 4		02010-0-960021		西原町役場	
①		指定番号		納入金額(1)	
令和 年 月分		②		③ 円	
ID 算定期間 C/D		給与分 (一括徴収) 退職所得分		④ ⑤	
コード 課税年度 取内 C/D		納入延滞金		額 (2)	
科目 詳細 年度分 納 C/D		合計額		⑥	
納期限 令和 年 月 日					
取りまとめ 福岡貯金事務センター 〒812-8794					
領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地		納	
		氏名 又は 名称			

上記のとおり通知します。(受付店→西原町指定金融機関→西原町)

(西原町保管)

納入済通知書の納入金額欄にY記号は記入しないでください。

- ①には 課税年度、納入月を記入してください。
- ②には 町より通知のあった「指定番号」を記入してください。
- ③には 納入金額を記入して下さい。(納入金額を変更する場合は10ページを参照して下さい。)
- ④には 毎月個人から徴収した町民税、県民税の合計額を記入してください。(納入額が③で印字されている額と同じ場合には、記入する必要はありません) なお、退職により一括徴収した税額がある場合は上記金額と併せて合計金額を記入してください。
- ⑤には 退職者があり、町・県民税がかかるだけの退職金を支払ったときに、その町・県民税の合計額を記入してください。 その場合納入通知書の裏(10ページ参照)の町民税・県民税納入申告書も必ず記入してください。 なお、「町民税・県民税(退職所得分)納入申告書」には次のことを必ず記入してください。
1. 納税者住所・氏名 2. 退職金の支払金額 3. 特別徴収した町民税額・県民税額 4. 勤続年数
- ⑥には 納めてくださる会社等の住所(所在地)、氏名(名称)を記入してください。会社のゴム印でもかまいませんが、必ず3枚とも押してください。

町 民 税 納 入 申 告 書		(受 付 印)	
西 原 町 長 様			
令和 ○ 年 7 月 10 日 提出			
(特別徴収義務者) 住所又は 所 在 地 氏名又は 名 称 法人番号又は 個人番号		印	
〒 901-1111 西原町字〇〇〇〇番地 株式会社 西原商事			
地方税法第50条の5及び第328条の5 第2項の規定により上記のとおり分離 課税に係る所得割の納入について申告 します。		退 職 者 内 訳	
1		納税者住所・氏名 西原町字〇〇〇〇番地 西原 一郎	
2		支払金額 11,900,000 円 勤続年数 14 年	
3		納税者住所・氏名 西原町字〇〇〇〇番地 西原 二郎	
4		支払金額 20,000,000 円 勤続年数 33 年	
5		納税者住所・氏名	
6		支払金額 円 勤続年数 年	
退職手当等支払金額 31,900,000 円			
特別 徴収 税額		市町村民税 248,400 円 道府県民税 165,600 円	
令和 ○ 年 6 月 分		人員 2 人	

〔 ご 注 意 〕

左の納入申告書は、退職所得に係る町県民税の納入申告書です
から、退職所得の町県民税についてのみ、記載してください。

したがって退職手当等の支払がなかった月は記載する必要はあり
ません。

また、納入書（表面）の記入にあたっては、通常の給与分と退職
分の税額をはっきり区別してそれぞれの該当欄に記入してください。

なお退職手当等に係る税額は、特別徴収義務者において計算して
ください。

退職所得等に係る税額の納入先は、納税者の退職した年の1月1
日現在居住している市町村別にしてください。

（給与分と異なる場合があります。）

沖縄県西原町 個人町民税 領 収 証 書 ㊦		個人県民税	
市区町村コード		口座番号	
4 7 3 2 9 4		02010-0-960021	
加入者名		西原町役場	
令和 ○ 年 7 月分		指定番号	
005000000		納入金額(1)	
3100		円	
納入すべき金額が右の納 入金額(1)の欄の金額と異な るときは、納入金額(1)の欄 を横線で抹消し、納入金額 (2)の欄に記入してください。		給与分 (二倍徴収 分を含む)	
納 入 金 額		2 6 0 0	
退職 所得分			
延滞金			
納期限 令和 ○ 年 8 月 10 日		額	
(2)			
合計額		2 6 0 0	
(特別徴収義務者) 住 所 〒 901-1111 又は 所在地 西原町字〇〇〇〇番地 氏 名 又は 名 称 株式会社 西原商事		領 収 日 付 印	
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)	

沖縄県西原町 個人町民税 納 入 書 ㊦		個人県民税	
市区町村コード		口座番号	
4 7 3 2 9 4		02010-0-960021	
加入者名		西原町役場	
令和 ○ 年 7 月分		指定番号	
005000000		納入金額(1)	
3100		円	
納入すべき金額が右の納 入金額(1)の欄の金額と異な るときは、納入金額(1)の欄 を横線で抹消し、納入金額 (2)の欄に記入してください。		給与分 (二倍徴収 分を含む)	
納 入 金 額		2 6 0 0	
退職 所得分			
延滞金			
納期限 令和 ○ 年 8 月 10 日		額	
(2)			
合計額		2 6 0 0	
(特別徴収義務者) 住 所 〒 901-1111 又は 所在地 西原町字〇〇〇〇番地 氏 名 又は 名 称 株式会社 西原商事		領 収 日 付 印	
上記のとおり納入します。		(金融機関又は郵便局保管)	

沖縄県西原町 個人町民税 納 入 済 通 知 書 ㊦		個人県民税	
市区町村コード		口座番号	
4 7 3 2 9 4		02010-0-960021	
加入者名		西原町役場	
令和 ○ 年 7 月分		指定番号	
005000000		納入金額(1)	
3100		円	
ID コード 測定年度取内C/D 科目 詳細 年度分 納 C/D		給与分 (二倍徴収 分を含む)	
2 6 0 0		納 入 金 額	
退職 所得分			
延滞金			
納期限 令和 ○ 年 8 月 10 日		額	
(2)			
取りまとめ時 福岡貯金事務センター 〒812-8794		合計額	
2 6 0 0			
領 収 日 付 印		(特別徴収義務者) 住 所 〒 901-1111 又は 所在地 西原町字〇〇〇〇番地 氏 名 又は 名 称 株式会社 西原商事	
上記のとおり通知します。(受付店→西原町指定金融機関→西原町)		納 (西原町保管)	

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

⚠ 納入通知書金額欄に¥記号は記入しないで下さい。

異動届の書き方

《記入例》退職した時 ～普通徴収へ切替～

年税額 54,700円

月 割 額		
6 月 分	5,200円	西原商事で 徴収済 10月分まで 金額23,200円
7 月 分	4,500円	
8 月 分	4,500円	
9 月 分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	本人へ役場 から 納税通知書を 送付 未徴収額 31,500円
12月分	4,500円	
1 月 分	4,500円	
2 月 分	4,500円	
3 月 分	4,500円	
4 月 分	4,500円	
5 月 分	4,500円	



給与支払報告
(特別徴収) にかかる給与所得者異動届出書

給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書															年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
西原町長 殿 令和 ○ 年 11 月 5 日提出					給与支払者 (特別徴収義務者)		所 在 地 〒 901-1111 西原町字○○○○○番地								特別徴収義務者 指 定 番 号 5 0 0 0 0 0 0					
							フリガナ カブシキガイシャ ニシハラショウジ								所属 人事課					
							氏名又は名称 株式会社 西原商事								担連 当 格 氏名 大 城 花 子					
															電話 0 9 8 - 8 8 8 - × × × × 内線 (1 2 3)					
給与所得者		フリガナ ニシハラ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法						
		氏 名 西 原 太 郎																		
		生 年 月 日 昭和・平・令 51 年 8 月 1 日																		
個 人 番 号																				
受給者番号 5 5 1 6				54,700 円		6 月から 10 月まで		11 月から 5 月まで		202○ 年 10 月 31 日		1 右から 番号を 記入 1. 退職・長期欠 2. 転任 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散の 7. その他		3 右から 番号を 記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
1 月 1 日現在の住所 西原町字○○○○○番地																				
異 動 後 の 住 所 同 上																				
1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を □ 月分（翌月 10 日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 _____ 納入書の要否（新規の場合のみ記載） □ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要					
新しい勤務先 (特別徴収義務者)		特別徴収義務者 指 定 番 号		新規 法人番号																
		所 在 地		担当者連絡先		所 属 氏 名 電 話		内線 ()		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		□ 右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要						
		フリガナ																		氏名又は名称
2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は □ 月分（翌月 10 日納入期限分）で 納入します。					
理由		□ 1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の出があったため □ 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の出がないため				徴収予定日 月 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円												
3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄 現 年 度 新 年 度					
理由		1. 異動が令和 ○ 年 12 月 31 日までで、一括徴収の出がないため 2. 異動が令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				※市町村記入欄		現 年 度 新 年 度												

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

異動届の書き方

《記入例》退職した時 ～一括徴収～

給与支払報告 (特別徴収)

にかかる給与所得者異動届出書

年税額 54,700円

月 割 額		西原商事で 徴収済 10月分まで 金額23,200円
6月分	5,200円	
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	一括徴収 済額 31,500円
11月分	4,500円	
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	



西原町長 殿		給与支払報告 (特別徴収)		年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
令和 ○ 年 11 月 5 日提出		所在地 〒901-1111 西原町字〇〇〇〇〇番地		特別徴収義務者 指 定 番 号		5000000	
フリガナ		カブシキガイシャ ニシハラショウジ		所属		人事課	
氏名又は名称		株式会社 西原商事		氏名		大城 花子	
個人番号 又は法人番号				電話		098-888-×××× 内線 (123)	
給与所得者	フリガナ	ニシハラ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由
	氏 名	西 原 太 郎					
	生 年 月 日	昭和 51 年 8 月 1 日					
	個 人 番 号						
	受給者番号	5516					
	1 月 1 日現在の住所	西原町字〇〇〇〇〇番地	54,700 円	6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	202○ 年 10 月 31 日	1. 退職 2. 転職・長 3. 死亡 4. 合併・解散 5. その他 6. 右から 番号を 記入
	異 動 後 の 住 所	同 上		23,200 円	31,500 円		2. 特別徴収継続 3. 一括徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合							
特別徴収義務者 指 定 番 号		新 規		法人番号		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
所 在 地		〒		所 属 氏 名		受 給 者 番 号	
フリガナ				担 当 者 連 絡 先		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
氏名又は名称				電話		1. 必要 2. 不要 右から 番号を 記入	
2. 一括徴収の場合							
理 由		1. 異動が令和 ○ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 ○ 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
				11 月 10 日		31,500 円	
左記の一括徴収した税額は 11 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。							
3. 普通徴収の場合							
理 由		1. 異動が令和 ○ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 異動が令和 ○ 年 5 月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄		現 年 度 新 年 度	

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

異動届の書き方

《記入例》 転勤の場合

給与支払報告
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

年税額 54,700円

月 割 額		
6 月 分	5,200円	西原商事で 徴収済 10月分まで 金額23,200円
7 月 分	4,500円	
8 月 分	4,500円	
9 月 分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	那覇商事で 11月から 徴収 金額31,500円
12月分	4,500円	
1 月 分	4,500円	
2 月 分	4,500円	
3 月 分	4,500円	
4 月 分	4,500円	
5 月 分	4,500円	



給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書 (特 別 徴 収)

										年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
西原町長 殿				給与(特別徴収義務者)と支払者		所 在 地 〒901-1111 西原町字〇〇〇〇〇番地						特別徴収義務者 指 定 番 号 5000000					
						フ リ ガ ナ カブシキガイシャ ニシハラショウジ						所 属 人事課					
令和 ○ 年 11 月 5 日提出				氏名又は名称 株式会社 西原商事		担 連 当 絡 者 氏 名 大 城 花 子						電話 098-888-×××× 内線(123)					
														個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 13600000000000000000			
フ リ ガ ナ ニシハラ タロウ		氏 名 西 原 太 郎		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
生 年 月 日 昭・平・令 51 年 8 月 1 日		個 人 番 号															
受給者番号 5516		1 月 1 日 現在の住所 西原町字〇〇〇〇〇番地		54,700 円		6 月から 10 月まで		11 月から 5 月まで		202○ 年 10 月 31 日		2 右から 番号を 記入		1. 退 職 欠 亡 2. 転 職 ・ 長 期 休 職 3. 死 亡 4. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 5. 合 併 ・ 解 散 6. そ の 他		1 右から 番号を 記入	
異 動 後 の 住 所 同 上																	

1. 特別徴収継続の場合													
新しい(特別徴収義務者)勤務先		特別徴収義務者 指 定 番 号 5000000		(新規)		法 人 番 号 83600000000000000000		新しい勤務先へは、月割額 4,500 円を 11 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
		所 在 地 〒902-1111 那覇市久茂地〇〇〇		担 当 者 連 絡 先		所 属 総務部		受 給 者 番 号					
		フ リ ガ ナ カブシキガイシャ ナハショウジ				氏 名 那 覇 一 雄							
		氏 名 又 は 名 称 株式会社 那覇商事				電 話 098-888-×××× 内線(303)							
								納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合													
理由 右から 番号を 記入		1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。					
		2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円							

3. 普通徴収の場合													
理由 右から 番号を 記入		1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため		※市町村記入欄		現 年 度		新 年 度					
		2. 異動が令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため											
		3. 死亡による退職であるため											

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

令和 年 月 日

御中

西原町長
崎 原 盛 秀



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴店を当町の町・県
民税（特別徴収税額）の払込みの取扱いをする銀行に指定しま
したから通知します。

記

1. 口座番号 02010-0-960021
2. 加入者の名称 西原町役場
3. 取りまとめ局 福岡貯金事務センター（〒812-8794）

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合

所在地が沖縄県外の特別徴収義務者で、払込みの際ゆうちょ
銀行・郵便局を利用される事業所は右の指定通知書に、提出
年月日、ゆうちょ銀行・郵便局名を記入の上、6月分の払込み
（7月10日まで）の際、納入書とともにゆうちょ銀行・郵便局
へ提出してください。

切
り
取
り
線

町民税・県民税特別徴収に係る指定金融機関について

自動払込等による沖縄県西原町の指定金融機関は下記のとおりです。

■金融機関名／沖縄県農業協同組合 西原支店

■預金の種類／普通預金

■口座番号／0 2 3 9 6 5 1

■口座名義／西原町会計管理者
(ニシハラチョウカイケイカンリシャ)